

# 令和2年第1回臨時会 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和2年7月21日  
産業労働部

## 【補正予算関連】

産業政策課	自動車運転代行業継続支援金事業について【新規】…	1
地域産業振興課	伝統的工芸品モニター等支援事業について【新規】…	2
輸送機産業振興室	輸送機産業受注開拓支援事業について【新規】…	3
産業集積課	サテライトオフィス環境整備事業について【新規】…	4
商業貿易課	かがやく未来型中小企業応援事業 (新型コロナ対策枠)について【新規】…	6
資源エネルギー産業課	煙火事業者応援事業について【新規】…	7
雇用労働政策課	「新しい生活様式」に対応した職業訓練環境 整備事業について【新規】…	8

## 【議案（条例）関連】

雇用労働政策課	秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準 等を定める条例の一部を改正する条例案について (議案第163号)…	9
---------	--	---



# 自動車運転代行業継続支援金事業について【新規】

産業政策課

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者が大幅に減少し、経営状況が悪化している自動車運転代行業者の事業継続を支援する。

## 2 概要

自動車運転代行業者の事業継続を支援するため、随伴用車両保有台数に応じた支援金を交付する。

- ・対象者 令和2年7月1日時点で秋田県公安委員会の認定を受けている自動車運転代行業者
- ・対象者数 250事業者（随伴用車両台数500台）
- ・補助額 1台当たり70千円

## 3 予算額

35,059千円

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定）

内 訳	〔・負担金補助及び交付金	35,000千円
	〔・需用費、役務費（事務費）	59千円

## < 参考 > 今後のスケジュール（予定）

- 7月27日（月）申請書類等の公表  
自動車運転代行業者への周知（郵送）
- 8月 3日（月）申請受付開始
- 8月31日（月）申請受付終了

**伝統的工芸品モニター等支援事業について【新規】**  
**(伝統的工芸品等振興事業)**

地域産業振興課

**1 目的**

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上が大きく減少している県内の伝統的工芸品産業を支援する。

**2 概要**

県内の産地や事業者が行う伝統的工芸品の販路拡大、新商品開発等の取組に対して助成する。

事業名称	伝統的工芸品モニター等支援事業 [新規]	伝統的工芸品等振興補助事業 [拡充]
概要	・首都圏等で行うモニタリング等への補助 (飲食業・宿泊業者への試供品提供、モニタリング調査等)	・各産地や事業者の課題に応じた取組への補助 (展示会出展、ECサイト開設、新商品開発、人材育成等)
補助対象経費	需用費(試供品購入)、専門家謝金、旅費等	使用料(出展料)、委託料、賃金(新規雇用者)等
補助率	4/5以内	4/5以内(2/3以内)
補助対象者及び限度額	産地組合 2,000千円(国県指定) 500千円(県指定等)	市町村 1,200千円(1,000千円) 産地組合 1,000千円(800千円) 事業者 1,000千円(800千円)

**3 予算額**

**19,253千円**  
 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定)

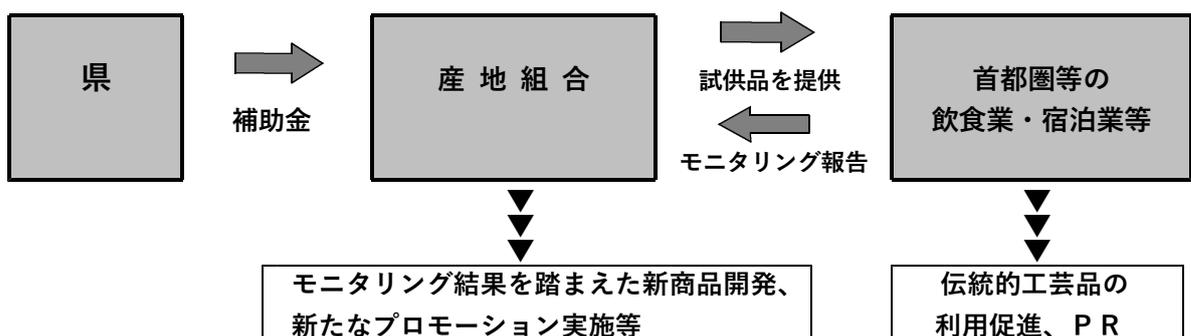
内 訳

・補助金	18,600千円
・職員旅費等	653千円

<参考1> 秋田県伝統的工芸品

国県指定(4品目) 榊細工、川連漆器、大館曲げわっぱ、秋田杉桶樽  
 県指定(3品目) イタヤ細工、川連こけし、秋田銀線細工

<参考2> モニター支援事業のイメージ



# 輸送機産業受注開拓支援事業について【新規】

輸送機産業振興室

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による国内サプライチェーン分散化の流れを捉え、県内企業への将来的な量産受注に繋がる開発試作の取組を支援する。

## 2 概要

- ・補助対象 県内輸送機関係企業
- ・補助対象経費 試作に要する経費  
(材料費、金型費、打合せ旅費 等)
- ・補助率 4 / 5
- ・限度額 4,000千円

## 3 予算額

24,000千円(補助金)  
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定)

## < 参考 >

### ◆国内輸送機産業製造拠点



関東、中部、関西地域で約8割製造  
⇒コロナ禍等で分散需要高まる

### ◆新規サプライヤー参入ステップ

ステップ1：**開発試作** ⇒ 次期モデル新技術開発  
+ サプライヤー候補**技術力確認**



ステップ2：量産試作 ⇒ 目標コスト実現性確認(量産目処付け)  
+ サプライヤー候補**製造能力確認**

## サテライトオフィス環境整備事業について【新規】

産業集積課

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークの普及を契機に、首都圏を始めとする県外企業の本県への拠点設置を促進するため、県内サテライトオフィス環境を整備する。

### 2 概要

#### (1) W i - F i 整備事業 3,540千円

テレワーク時に安定した通信環境が確保できるよう、県内のサテライトオフィスにおける最新のW i - F i 整備に要する経費を助成する。

- ・補助対象 レンタルオフィス、コワーキングスペース（※）などのサテライトオフィスを運営する県内中小企業者
- ・補助対象経費 最新のW i - F i 機器、高速回線に対応した光回線工事費等
- ・補助率 3 / 4 以内

※コワーキングスペース：複数の企業がフリーアドレス形式で利用する共同利用型の仕事環境を実現するために用いられる場所

#### (2) 利用促進事業 4,190千円

企業誘致のW e b サイトにサテライトオフィ斯特集ページを開設し、県外企業に魅力あるテレワーク環境をP Rする。

- ・W e b サイト改修
- ・サテライトオフィス紹介動画作成（20施設分）

#### (3) サテライトオフィス体験事業 776千円

県内のサテライトオフィスに県外企業の社員等を招致するため、現地視察や勤務体験に要する経費を支援する。

- ・支援対象 県外企業の社員等
- ・支援対象経費 交通費、宿泊費及びオフィス利用料金（最大3日間）
- ・支援枠 10名分

3 予算額 8,506千円  
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定)

(1) Wi-Fi整備事業 3,540千円(補助金)

(2) 利用促進事業 4,190千円(委託料)

委託料の内訳

・Webサイト改修・制作費	960千円
・動画作成費	3,230千円

(3) サテライトオフィス体験事業 776千円

内訳

・旅費	596千円
・オフィス利用料	180千円

# かがやく未来型中小企業応援事業（新型コロナ対策枠）について【新規】

商業貿易課

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営状況が悪化している県内中小企業（非製造業）に対し、業績の回復とともに更なる成長を目指す取組を支援する。

## 2 概要

既存の補助制度に補助率を引き上げた特別枠を設け、新たな業態への挑戦や新システムの導入、新商品・新サービスの開発等に取り組む事業者へ助成する。

- ・補助要件 前年同月比で20%以上売上が減少していること。
- ・補助対象経費 設備購入費、広告宣伝費、委託費、役員費、賃借料等
- ・補助率 1/2（国2/3、県1/3） ※通常枠は1/3
- ・限度額 5,000千円

## 3 予算額

15,000千円（補助金）  
財源内訳  $\left( \begin{array}{l} \text{㊦} 10,000 \text{千円} \\ \text{㊧} 5,000 \text{千円} \end{array} \right)$

- ㊦ 地域企業再起支援事業（令和2年度国補正予算）活用予定
- ㊧ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定

## 煙火事業者応援事業について【新規】

資源エネルギー産業課

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営状況が悪化している煙火事業者を支援する。

### 2 概要

日本煙火協会秋田地区会が煙火事業者の企業活動の強化に向けて行う事業に対して助成する。

- ・補助対象 日本煙火協会秋田地区会
- ・補助対象経費 火薬類資格取得研修、製造・打揚技術研修及びPR花火打揚営業活動に要する経費
- ・補助率 10/10（県2/3、市町1/3）

### 3 予算額

3,114千円（補助金）

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定）

< 参考 > 県・市町予算額

区分	補助率	所在市町	事業者数	金額
県	2/3	—	—	3,114千円
市 町	1/3	大仙市	5事業者	865千円
		横手市	2事業者	346千円
		秋田市	1事業者	173千円
		美郷町	1事業者	173千円
計			9事業者	4,671千円

## 「新しい生活様式」に対応した職業訓練環境整備事業について【新規】

雇用労働政策課

### 1 目的

県立技術専門校において「新しい生活様式」に対応したオンラインによる職業訓練等を実施するため、各技術専門校のネットワーク環境を整備する。

### 2 概要

技術専門校の普通課程訓練生が場所を問わず技能を習得できるよう、オンラインによる学科訓練やWebによる指導動画等の配信を行うため、施設内のネットワーク回線を整備するとともにタブレット端末等を導入する。

- ・整備内容 ビデオ通話アプリ、タブレット及びモバイルルーターの導入、アクセスポイント設置による無線LAN化等

### 3 予算額

17,566千円（委託料）

財源内訳  $\left( \begin{array}{l} \text{㊦} \quad 8,783 \text{千円} \\ \text{㊧} \quad 8,783 \text{千円} \end{array} \right)$

㊦職業能力開発校設備整備等事業費補助金活用予定

㊧新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定

委託料の内訳  $\left( \begin{array}{l} \cdot \text{機材費及びソフト購入費} \quad 549 \text{千円} \\ \cdot \text{端末購入費} \quad 7,590 \text{千円} \\ \cdot \text{無線LAN化経費} \quad 4,200 \text{千円} \\ \cdot \text{工事費} \quad 3,630 \text{千円} \\ \cdot \text{消費税及び地方消費税} \quad 1,597 \text{千円} \end{array} \right)$

秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例の  
一部を改正する条例案について（議案第163号）

雇用労働政策課

1 改正理由

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第111号）の施行に伴い、県立技術専門校が行う普通職業訓練の実施方法に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

普通職業訓練の実施方法に関する基準について、通信の方法により訓練を実施するときは、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこととする。（第4条関係）

3 施行期日

公布の日

< 参考 > 国の省令改正のポイント

学科訓練について、講師と訓練生が映像や音声により、互いにやりとりを行う等の同時双方向型のオンラインによる訓練を可能とした。

新	旧
<p>(普通職業訓練の基準)</p> <p>第四条 普通課程(省令第九条に規定する普通課程をいう。)の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 訓練の実施方法 通所の方法によるほか、通信の方法によっても行うことができること。この場合において、通信の方法によるときは、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</p> <p>四 略</p>	<p>(普通職業訓練の基準)</p> <p>第四条 普通課程(省令第九条に規定する普通課程をいう。)の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 訓練の実施方法 通所の方法によるほか、通信の方法によっても行うことができること。この場合において、通信の方法によるときは、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</p> <p>四 略</p>